

○富里市都市計画の提案手続に関する要綱

平成25年7月26日告示第122号

改正

平成28年3月30日告示第59号

平成30年4月1日告示第83号

平成31年4月1日告示第132号

令和2年12月21日告示第156号

令和3年3月31日告示第66号

令和3年10月1日告示第163号

令和4年4月1日告示第86号

富里市都市計画の提案手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2から第21条の5までの規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）を行う際の手続に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供等)

第2条 計画提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、市長に対し、法第21条の2第1項後段の規定（同条第2項後段の規定により準用する場合を含む。）による計画提案に係る都市計画の素案（以下「素案」という。）を作成するために必要な情報の提供及び技術的助言（以下「情報提供等」という。）を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による情報提供等の求めがあったときは、素案の作成に必要な情報提供等をするものとする。

(土地所有者等への説明)

第3条 提案者は、素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等（法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下「土地所有者等」という。）その他当該計画提案において必要と認める者に対し、素案の内容について説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

(土地所有者等の同意)

第4条 一筆の土地について複数の名義人がある場合における法第21条の2第3項第2号に規定する土地所有者等の同意については、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 土地所有者等の数については、それぞれの名義人の共有持分に応じた数を当該土地所有者等の数とすること。
- (2) 土地所有者等の地積については、それぞれの名義人の共有持分に応じた地積を当該土地所有者等の地積とすること。

(事前相談)

第5条 提案者は、計画提案に係る資料の作成前に、都市計画の提案に係る事前相談書(別記第1号様式)を市長へ提出し、事前相談を行うものとする。

(計画提案の提出書類)

第6条 提案者は、法第21条の2の規定により、都市計画提案書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提案することができる。

- (1) 計画概要書(別記第3号様式及び別表第1に掲げる書類)
- (2) 土地所有者等一覧表(別記第4号様式及び別表第2に掲げる計画提案を行うことができる者であることを証する書類)
- (3) 都市計画の提案に対する土地所有者等の同意書(別記第5号様式)の写し
- (4) 土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する書類(別記第6号様式)
- (5) 周辺環境への影響及び対策に関する調書(別記第7号様式)
- (6) その他市長が計画提案を評価する上で必要と認められる書類

(提案に対する市の判断)

第7条 市長は、法第21条の3の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更の必要性を判断する際に次に掲げる事項を総合的に考慮して審査するものとする。

- (1) 本市のまちづくりの方針との整合性及びまちづくりへの寄与の度合い
- (2) 都市計画運用指針及び本市の都市計画の基準との適合性
- (3) 計画提案に係る区域内外の住民との調整状況
- (4) 計画提案に係る区域内外の環境の保全及び創造への配慮状況
- (5) 事業の実現性や早期事業化の可能性の有無

(富里市都市計画提案等検討委員会の設置)

第8条 市は、次に掲げる場合に、富里市都市計画提案等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- (1) 計画提案を踏まえた都市計画の決定及び変更の必要性を判断するとき。
- (2) 富里市市街化調整区域で定めた地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（令和3年規則第36号）第2条第2項の規定による照合を行うとき。

(検討委員会の構成)

第9条 検討委員会は、委員長、委員をもって構成する。

- (1) 委員長は都市建設部長の職にある者を充て、検討委員会は別表第3に掲げる者をもって構成する。
 - (2) 検討委員会は、委員長が招集する。
 - (3) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
 - (4) 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に関係職員を出席させることができる。
- 2 委員長は、提案者に対して検討委員会において素案の内容について説明を求めることができる。
- 3 検討委員会の事務局は、都市建設部都市計画課において行う。

(都市計画の決定又は変更をする場合の手続)

第10条 市長は、検討委員会の結果を踏まえ、都市計画の決定又は変更をすべきと判断した場合は、都市計画の案を作成し、都市計画提案の検討経過通知書（別記第8号様式）により提案者に通知するとともに、都市計画の決定又は変更の手続を行うものとする。

- 2 前項に規定する場合においては、市長は、法第21条の4に規定する措置を講ずるものとする。

(都市計画の決定又は変更が不要と判断した場合の手続)

第11条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更が不要と判断するときは、都市計画提案の検討経過通知書（別記第9号様式）により当該計画提案者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた提案者は、市長の指定する日までに自己の意見を意見陳述申出書（別記第10号様式）により提出することができる。
- 3 市長は、都市計画の決定又は変更が不要と判断する計画提案について、当該計画提案及び前項の意見陳述申出書並びに市長が都市計画の決定又は変更が不要と判断する理由書を、富里市都市計画審議会条例（平成12年条例第6号）に基づき設置された富里市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に提出し、意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴いた結果、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、都市計画提案の不採用決定通知書（別記第11号様式）により、提案者に通知しなければならない。

（計画提案の取下げ）

第12条 提案者が計画提案を取り下げる場合は、計画提案取下届（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、都市計画の提案制度に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第59号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第83号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第132号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年12月21日告示第156号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第66号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日告示第163号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第86号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1 計画概要書の添付書類（第6条関係）

総括図	富里市都市計画図（縮尺20,000分の1）に位置を記したもの
計画図	富里市都市計画図（縮尺2,500分の1）に区域を記したもの
公図写し	法務局備付けのもの又は調整図
参考図	新旧対象図、土地利用計画図その他市長が必要と認める図面

別表第2 計画提案を行うことができる者であることを証する書類（第6条関係）

計画提案者	証する書類
土地所有者	土地の全部事項証明書
借地権を有する者	(1) 土地に借地権の登記がある場合は、土地の全部事項証明書 (2) 土地に借地権登記がない場合は、土地の上に当該借地権を有する者が所有する建物の登記事項証明書
まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	(1) 法人の登記事項証明書 (2) 法人の定款の写し
まちづくりの推進に関し経験と知識を有する者として国土交通省令で定める団体	(1) 法人の場合は、法人の全部事項証明書及び定款の写し (2) 法人でない団体の場合は、次に掲げる書類 ア 団体の名称、設立の目的、主たる事務所の所在地、設立年月日、資産の総額が記載されたもの

	<p>イ 役員（代表者又は管理人の定めのあるものは代表者又は管理人を含む。以下同じ。）の住所及び氏名が記載された名簿</p> <p>ウ 規約等があるときはその写し</p> <p>(3) 省令第13条の3第1号イに該当する団体の場合は、該当する開発行為に係る許可通知書の写し及び法第36条第2項の検査済証の写し</p> <p>(4) 省令第13条の3第1号ロに該当する団体の場合は、該当する開発行為に係る事業の認可を証する書類等の写し</p> <p>(5) 役員が省令第13条の3第2号の規定に該当する者であることを誓約する書面（別記第13号様式）</p>
--	---

別表第3（第9条関係）

検討委員会

委員長	都市建設部長
委員	総務部防災課長 企画財政部経営戦略課長 健康福祉部社会福祉課長 経済環境部農政課長 経済環境部商工観光課長 経済環境部環境課長 都市建設部建設課長 都市建設部都市計画課長 都市建設部上下水道課長 農業委員会事務局長 教育部教育総務課長 教育部学校教育課長 教育部生涯学習課長 消防本部消防総務課長
事務局	都市建設部都市計画課長